

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第73号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項及び第3項の規定により、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるとともに、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理のための措置について定めるものとする。</p> <p>(教育職員の教職調整額の支給)</p> <p>第3条 教育職員（次に掲げる給料表の適用を受ける者に限る。<u>第6条</u>において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者（<u>教頭</u>を除く。）には、その者の給料月額<u>の100分の4</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。<u>以下「給特法」という。</u>）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項及び第3項の規定により、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるとともに、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理のための措置について定めるものとする。</p> <p>(教育職員の教職調整額の支給)</p> <p>第3条 教育職員（次に掲げる給料表の適用を受ける者に限る。<u>第6条第1項</u>において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者（<u>給特法第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者</u>を除く。）には、その者の給料月額<u>の100分の10</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p>

第6条 教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日（給与条例第33条又は給与等条例第27条の3の規定により休日給が一般の職員に対して支給される日をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。

2・3 [略]

附 則

1・2 [略]

第6条 教育職員（給与条例第26条第1項の規定による給料の特別調整額又は給与等条例第28条の3第1項の規定による管理職手当の支給を受ける職員及び給特法第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者を除く。以下この条において同じ。）については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日（給与条例第33条又は給与等条例第27条の3の規定により休日給が一般の職員に対して支給される日をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。

2・3 [略]

附 則

1・2 [略]

3 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和8年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の5</u>
<u>令和9年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の6</u>
<u>令和10年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の7</u>
<u>令和11年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の8</u>
<u>令和12年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の9</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって同日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（以下「特別措置条例」という。）の規定による教職調整額の支給及び当該者に係る特別措置条例第6条第1項に規定する時間外勤務については、この条例による改正後の特別措置条例第3条第1項及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。